

秋田県が定める都市計画（主なもの）

			県決定	備考
(●・・・大臣同意必要 ◎・・・大臣同意不要)				
都市計画区域の整備・開発及び保全の方針				提案制度の対象外
整備、開発及び保全の方針			●	
都市再開発方針等				提案制度の対象外
都市再開発方針等			◎	
区域区分				
市街化区域及び市街化調整区域			●	
地域地区				
風致地区（10ha以上で2以上の市町村にわたるもの）			◎	
臨港地区（重要港湾）			◎	
緑地保全地域（2以上の市町村にわたるもの）			◎	
特別緑地保全地区（10ha以上で2以上の市町村にわたるもの）			◎	
流通業務地区			◎	
都市施設				
交通施設	道路	一般国道	●	
		都道府県道	◎	
		自動車専用道路（高速自動車国道）	●	
		自動車専用道路（その他）	◎	
公共空地		公園（10ha以上で国が設置するもの）	●	
		公園（10ha以上で県が設置するもの）	◎	
		緑地（10ha以上で国が設置するもの）	●	
		緑地（10ha以上で県が設置するもの）	◎	
		広場（10ha以上で国・県が設置するもの）	◎	
		墓園（10ha以上で国・県が設置するもの）	◎	
供給施設	水道（水道用水供給事業）		◎	
処理施設	下水道	公共下水道（排水区域が複数市町村）	◎	
		流域下水道	◎	
	産業廃棄物処理施設		◎	
水路	河川（一級河川）		●	
	河川（二級河川）		◎	
	運河		◎	
一団地の官公庁施設			●	
流通業務団地			◎	
市街地開発事業				
土地区画整理事業（50ha超で国・県施行見込みのもの）			◎	
新住宅市街地開発事業			◎	
工業団地造成事業			◎	
市街地再開発事業（3ha超で国・県施行見込みのもの）			◎	
新都市基盤整備事業			◎	